

## 石西礁湖サンゴ礁基金助成規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第4条に基づき、石西礁湖自然再生協議会が石西礁湖サンゴ礁基金（以下「基金」という）を活用して石西礁湖自然再生事業に関する事業・取組を支援するために行う助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成活動)

第2条 助成の対象となる活動（以下「助成活動」という）は、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第4条（ただし、「(7) 本基金の運営、広報」を除く）に規定されるものとする。

### (助成の対象となる経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる項目に該当するものとする。

- (1) 謝金・賃金等（団体役員、常勤職員の賃金を除く）
- (2) 交通費
- (3) 物品・資材購入費
- (4) 賃借料・委託費・役務費等
- (5) 事務管理費（通信・運搬費、事務用品費等）
- (6) その他石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会（以下「運営委員会」という）が必要と認める経費

### (助成金申請書の提出)

第4条 運営委員会は、期間を定め、助成を受けようとする者に、石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書（様式1）の提出を求めるものとする。

### (助成活動等の決定及び通知)

第5条 運営委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る事項を審査の上、助成しようとする活動及び助成金の額を決定する。

- 2 運営委員会は、前項の決定内容を石西礁湖サンゴ礁基金助成決定通知書（様式2）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

### (助成金支払請求書の提出等)

第6条 運営委員会は、期間を定め、前条第2項により通知をした者（以下「助成対象者」という）に、石西礁湖サンゴ礁基金助成金支払請求書（様式3）の提出を求めるものとする。

- 2 前項で助成金額が100万円を超える場合は、併せて石西礁湖サンゴ礁基金助成覚書（様式4）を作成するものとする。

- 3 助成対象者が決定の通知を受けた後助成活動が実行できない場合、又は当該通知に係る助成決定の内容若しくはこれに付された条件を承諾しない場合は、運営委員会は、期間を定め、石西礁湖サンゴ礁基金助成金辞退届（様式5）の提出を求めるものとする。

（助成の解約）

第7条 次の各号の一に該当する場合には、運営委員会は、助成条件に基づき助成の解約を行うことができるものとする。

- （1）助成申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合
- （2）助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- （3）助成活動の継続が困難と判断した場合
- （4）その他助成通知の内容に違反していると認められる場合

2 運営委員会は、前項の規定による解約を行う場合には、石西礁湖サンゴ礁基金助成金解約通知書（様式6）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成活動の変更の承認）

第8条 助成対象者が助成活動の内容の変更をしようとする場合は、運営委員会は、あらかじめ石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認申請書（様式7-1）の提出を求めるものとする。

2 運営委員会は、前項の規定による石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認通知書（様式7-2）により助成対象者に通知するものとする。

（助成活動の中止又は廃止の承認）

第9条 助成対象者が助成活動を中止し、又は廃止しようとする場合は、運営委員会は、あらかじめ石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書（様式8-1）を提出させるものとする。

2 運営委員会は、前項の規定による石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認通知書（様式8-2）により、助成対象者に通知するものとする。

（事業遅延の報告）

第10条 助成対象者が助成活動を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、運営委員会は、速やかに報告を求めるものとする

（助成活動実績報告書の提出）

第11条 助成対象者が助成活動を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたとき

を含む。以下同じ)は、運営委員会は、その日から1か月を経過した日までに、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動実績報告書(様式9)の提出を求めるものとする。

(助成金の返還)

第12条 運営委員会は、第7条第1項の規定による解約をした場合において、当該解約に係る部分に関し既に助成金が支出されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附則

この規程は、平成22年2月19日より施行する。